

# 令和8年度 未来へはばたく人財育成資金

## (海外体験給付金) 申請のあらまし

経済的な理由で修学困難な世帯の生徒に対し、戸田市国際交流協会が実施する青少年代表団海外交流派遣事業に係る費用のうち自己負担分を選考のうえ給付します。

### 1 申請条件

- ② 戸田市内に居住している世帯であること。
- ② 教育委員会又は公益財団法人戸田市国際交流協会が実施する青少年代表団海外交流派遣事業への参加を許可された者であること。
- ③ 市税を完納している世帯であること。
- ④ 連帯保証人の条件（親権者可）  
戸田市内に居住し（※）市区町村民税を課税され、市税を完納している連帯保証人があること。  
※ 戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1都6県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）に居住されている方も同様の条件で連帯保証人の資格を有することができます。
- ⑤ 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。
  - イ 申請時において、生活保護法に規定する被保護者であること。
  - ウ 申請時において、就学援助を保護者が受けている者であること。

### 2 給付額

海外派遣事業に係る費用のうち自己負担分の全額

※パスポートの取得等個人的な費用を除く。（給付は、1回限りです。）

### 3 令和8年度給付実施予定

申請書配付期間	派遣許可者に送付
申請書受付期間	令和8年6月 8日（月）から 令和8年6月16日（火）まで ※戸田市役所教育総務課へ持参
給付実施時期	令和8年7月中旬

#### 4 申請時提出書類（※ 提出先：戸田市役所3階 教育委員会事務局 教育総務課）

- ① 海外体験給付金申請書（第10号様式）
- ② 市税完納証明書（未納税額のない証明書）（最新のもの）（※<sub>1</sub>）  
（収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請してください。）
- ③ 申請者に係る次のいずれかの書類
  - ア 申請者の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書（市民税の所得割が課されていないもの）※令和8年6月5日以降に発行したもの（令和8年度分）  
（市民税課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請してください。）
  - イ 生活保護被保護証明書
  - ウ 就学援助費受給児童生徒認定通知書（写）
- ④ 連帯保証人の課税証明書（令和8年度分）

※<sub>1</sub> ②の書類は、申請者の世帯全員（申請者含む）及び連帯保証人（親権者と同一人の場合は1通）の分が必要です。

★ ②・③・④の書類は、教育委員会が市税の課税等の状況を確認することに同意し、海外体験給付金申請書の同意欄の「同意する」に丸印を記載した場合、提出不要となります。その際には、別紙「教育委員会が市税の課税等の状況を確認することに同意して給付申請を行う際の注意事項について」を必ずお読みください。

#### 5 給付の決定

選考委員会にて給付者を決定し、給付の可否に関わらず結果は郵送で通知します。

戸田市名誉市民である故中村隆俊様（戸田中央メディカルケアグループ名誉会長）から、本市在住の中学生及び高校生の教育の向上・振興のため、2億円の寄附をいただきました。

未来の宝である子供たち、特に経済的な理由により修学困難な子供でも平等に世界に飛び込める後押しとなる制度を創設してほしいという中村様の御意向を受け、平成29年度から未来へはばたく人財育成資金給付制度を開始しました。



##### 中村会長からのメッセージ

学びは、皆さんの可能性を無限に広げてくれます。  
強い気持ちを持って世界へ、そして未来へはばたいてください。  
心から応援しています。

戸田市ホームページにも情報を掲載しています。

市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。

戸田市 未来へはばたく

検索

◆お問い合わせ 戸田市教育委員会事務局 教育総務課

電話 048-424-9582（直通） F A X 048-443-9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

2026.05.01 作成